

現場説明書

本現場説明書は、下記委託業務の入札に参加するものに対して岡山市が委託業務の契約条件等を説明するためのものである。

- 1 委託業務の名称 県道岡山赤穂線（瀬戸支所管内）草刈業務委託
- 2 履行場所 岡山市東区瀬戸町瀬戸地内ほか
- 3 履行期限 令和6年11月29日まで
- 4 業務内容 別冊の設計図書（委託数量総括表、位置図、本現場説明書）及び仕様書（特記仕様書、岡山市土木工事共通仕様書、岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要領」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「道路工事現場における保安施設設置基準について」）のとおり
- 5 業務履行方法 受託者は、本業務の実施にあたって、「業務委託契約書」、その他関係法令等に準拠し、本現場説明書ならびに当市監督員の指示に基づき実施すること。
- 6 入札条件 本現場説明書のとおり
- 7 契約条件 業務委託契約書（閲覧）による。ただし、下記の事項のとおり補足する。
契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額
- 8 特記事項 本業務は低入札価格調査対象案件です。
- 9 その他
 1. 作業上の注意事項
 - ・本業務委託（草刈作業）の作業時間は、9：00～17：00とする。
 - ・一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して作業すること。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。
 - ・刈草は作業日中に収集し、現場より搬出すること。
 2. 建設業法等の遵守について
 - 一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結しないこと。
 3. 建設業からの暴力団の排除の徹底について
 - 委託業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。また、監督職員とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。
 4. 労働基準法の遵守
 - この契約に係る委託業務の履行にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、履行期間の設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁日、履行期間が夏期にかかる場合は夏期休暇を考慮している。

県道岡山赤穂線（瀬戸支所管内）草刈業務委託 特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市土木工事共通仕様書（平成14年7月改正）及び岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要領」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「道路工事現場における保安施設設置基準について」に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期限を厳守すること。
- 2 受託者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに委託作業表、業務責任者の届け出を行い、承認を得ること。なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。
- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
- 4 本作業中において疑義を生じたときは、岡山市と受託者との協議のうえ決定する。
- 5 納入成果品
 - ・各回ごとの作業写真（着手前、作業中、完了）
なお、作業写真管理において従来の写真に加え、電子媒体（デジタルカメラ）の使用による作業写真の提出ができるものとするが機能、精度等詳細については監督員の指示によること。
 - ・各回の着手前、作業中、完了後の写真
 - ・展開図・草刈面積総括表（数量計算表）
 - ・刈草の処分伝票及び集計表
 - ・交通誘導警備員の伝票及び集計表
- 6 成果品の納入の形式
 - 以下の要領等に沿って提出すること。
 - このことについては、事前に監督員と協議すること。
 - 「岡山市土木工事共通仕様書」
 - 「土木工事施工管理基準」（岡山県土木工事共通仕様書に添付）
 - 「土木工事安全施工技術指針」（〃）
 - 「建設工事公衆災害防止対策要領」（〃）
 - 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（〃）
 - 「道路工事現場における保安施設設置基準について」（〃）
- 7 作業にあたっては、受託者の創意工夫や技術力を発揮し、以下のものとなるよう最大限努めること。
 - (1) 低コストで作業できること。
 - (2) 安全性が高いこと。
- 8 数量のとりまとめについて
 - 本委託における数量のとりまとめは、国土交通省が定めた工事工種体系に沿った数量集計の様式「土木工事数量集計表様式（案）」によって行い提出のこと。
 - なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。
<http://www.nilim.go.jp/>

9 関係機関との調整について

本業務委託の履行に関しては、本課、警察等の関係機関及び地元行政区等と入念、密接に連絡をとり、相互に理解した上で実施すること。なお、警察等の関係機関との協議が必要であれば、それに必要な資料を作成すること。

10 現場の管理者、作業時期について

1) 受託者は、作業現場内において、業務責任者（下請を含む）に委託業務の名称、履行期間、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

2) 腕章には当該現場を管理する業務責任者を表示すること。なお、腕章の色は、元請会社は緑色、下請け会社は白色とする。

3) 草刈作業時期について、1回目草刈を6月上旬から7月中旬までに、2回目草刈は9月中旬から10月下旬までに行うものとする。

11 刈草の処分先について

・刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源化施設	<u>タマタイ産業(株) (岡山市北区御津下田地内)</u>
運搬距離	<u>片道 19.0 km</u>
処分費	<u>16,000円/t</u>

- ・野焼きは、絶対行わないこと。
- ・作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- ・持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。

※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。

12 前払い及び部分払いの取り扱いについて

本業務委託において、前払いは行わないものとする。また、部分払いは委託契約書第 31-2 条によるものとする。

13 その他

本業務の諸経費は、**30%以内**を見込んでいる。

草刈後は早急に後片づけを行うこととし、周辺の田畑、側溝・道路等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。